

専門看護師・認定看護師の名称は広告が可能です

1. 専門看護師・認定看護師の広告について

専門看護師・認定看護師の名称を、チラシ・パンフレット・各種出版物等などに利用し、一般市民が医療施設を選択する際の有用な情報の一つとして提供することができます。病院案内などに、勤務している看護師の専門資格名称を掲載し、認定者の活動の概要を紹介することなどにより、看護の専門性を広く知らせることができます。

- 1) 厚生労働省：医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001063553.pdf>

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
(医療広告ガイドライン)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001041533.pdf>

- 2) 医療広告ガイドラインに関するQ&A(平成30年8月作成)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000931115.pdf>

2. 広告可能な専門性資格 (50 音順)

「広告可能な専門性資格」として認められている看護の資格、分野は以下のとおりです。(2023年2月現在)

専門看護師	認定看護師
公益社団法人 日本看護協会	公益社団法人 日本看護協会
がん看護専門看護師	がん化学療法看護認定看護師
感染症看護専門看護師	がん性疼痛看護認定看護師
急性・重症患者看護専門看護師	感染管理認定看護師
小児看護専門看護師	がん放射線療法看護認定看護師
精神看護専門看護師	緩和ケア認定看護師
地域看護専門看護師	救急看護認定看護師
母性看護専門看護師	集中ケア認定看護師
慢性疾患看護専門看護師	手術看護認定看護師
老人看護専門看護師	小児救急看護認定看護師
	新生児集中ケア認定看護師
	摂食・嚥下障害看護認定看護師
	透析看護認定看護師
	糖尿病看護認定看護師
	乳がん看護認定看護師
	認知症看護認定看護師
	皮膚・排泄ケア認定看護師
	不妊症看護認定看護師
	訪問看護認定看護師

※新規分野については随時申請しています。

2. 専門資格に関する都道府県への報告について

平成 19 (2007)年 4 月 1 日施行の改正医療法では、患者等による医療機関の適切な選択を支援することを目的に医療機能情報提供制度が創設され、医療機関には医療機能に関する情報について都道府県への報告が義務付けられました。また、平成 20 (2008)年 4 月 1 日施行の改正省令及び改正告示により公表事項が見直され、専門看護師、認定看護師の種類と人数についても公表事項となりました。

専門看護師及び認定看護師の所属医療機関においては、広告の活用とともに、ご対応をお願いします。

1) 医療機能情報提供制度参照条文(抜粋)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000930037.pdf>